

プレスリリース

パートナーシップ・ファミリーシップ制度を導入しました

多様な生き方を尊重する社会の実現に向けた取り組み

【発表の要旨】

市は、「性別にかかわらず、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」を目指し、1月1日からパートナーシップ・ファミリーシップ制度を導入しました。

要綱に基づき、自由な意思によりパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓したことを表す宣誓届を市に提出した場合において、市は宣誓書受領証および宣誓書受領証カードを交付します。

「八幡平市パートナーシップ・ファミリーシップ制度」とは、性別や性自認、性的指向等にかかわらず、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に支え合うことを約束したお2人が、市に宣誓をし、市がその宣誓書を受領したことを公に証明する制度です。現行の婚姻制度を利用できない性的マイノリティのカップル等のほか、事実婚の男女カップルも利用することができます。

1 宣誓の方法

パートナーシップ又はファミリーシップにある者が、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書に署名し、これを市長に提出する方法により、パートナーシップ又はファミリーシップにあることを宣誓します。

※1 パートナーシップ

互いを人生のパートナーとし、日常生活において経済面、生活面、精神面等で相互に責任を持ち、継続的に協力し合うことを約束した2者の関係を指しています。

※2 ファミリーシップ

パートナーシップにある者とその双方若しくは一方の生計を一にする子（養子を含む。）又は当該パートナーシップにある者の親（養親を含む。）との家族としての関係をいいます

2 運用開始 令和7年1月1日（水）から

3 利用可能なサービス

別紙のとおり

4 手続きの流れ

次ページに記載

（詳しくは市ウェブサイトを確認してください）



<https://www.city.hachimantai.lg.jp/soshiki/bunkasports/25627.html>

【担当】

文化スポーツ課

課長補佐兼生涯学習係長

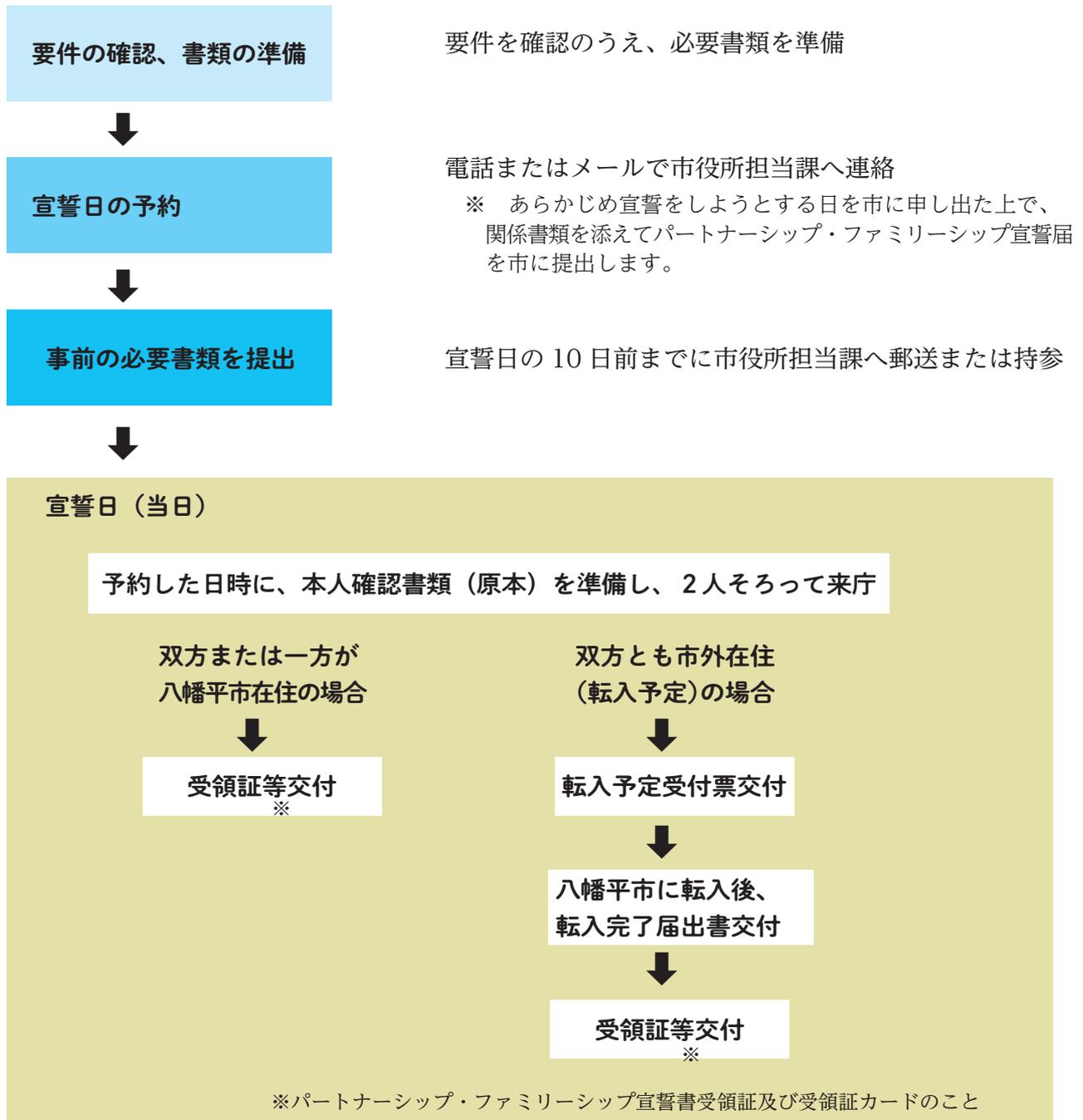
東本 茂樹

電話 0195-74-2111（内線 1 1 4 1）

[次ページに続く](#)

また、別紙資料もあり

4 手続きの流れ（つづき）



県内の状況（令和6年5月31日時点 県ウェブサイトから）

導入済み	10 自治体
導入予定	4 自治体
検討中	5 自治体
未定	13 自治体